

三重県病院薬剤師キャリア形成支援体制整備事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 三重県病院薬剤師キャリア形成支援体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号（以下「規則」という。））及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に規定するもののほか、この要領により必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、病院薬剤師のキャリア形成（認定薬剤師又は専門薬剤師の資格取得）を支援する取組を行う病院に対し、必要な経費を補助することで、病院薬剤師の定着促進及び育成・資質向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 本補助金の交付の対象は、次の各号を全て満たす施設とする。

- (1) 三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院登録要領に基づき県の登録を受けた病院
- (2) 病院に勤務する薬剤師のキャリア形成を支援する取組を行う病院

(交付額の算定方法)

第4条 本補助金の補助対象経費及び交付額は次のとおりとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1名当たり年額50千円を限度として知事の認めた額	対象病院に勤務している薬剤師（正規雇用かつ薬剤師免許取得後10年を経過していない者に限る。）が、別表1の対象資格の認定取得のために必要な次に掲げる経費（更新に係る経費を含む。）のうち対象病院が負担した経費 ・認定料、認定審査料、審査料、登録料、認定証発行料 ・試験受験料、研修等の受講料 ・学会参加費用 ・論文投稿料（論文作成に必要な経費を含む。） ・旅費 ・その他必要経費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を本補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

2 前項第1号における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付決定額と比較して補助対象経費の支出額が20%を超える減額となる場合
- (2) 交付決定額と比較して補助人数変更後に算出される基準額が少なくなる場合

(交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定を受けた日から15日以内に、申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、第6条第1項第1号の規定に基づく知事の承認等を受けようとする場合には、変更申請書(様式第4号)、その他知事が必要と認める書類を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認にあたっては、変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、第6条第1項第2号の規定に基づく知事の承認等を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 知事は、前条の規定による承認をした場合、又は規則第16条各号に規定する事項のほか、第6条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、前項の取消の決定は、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 知事は、第一項の取消しをした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき、補助事業等の遂行状況について、知事が別に定める期日までに状況報告書（様式第8号）その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、規則第12条の規定に基づき、補助事業が完了（第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた時を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は知事が別に定める期日のいずれ早い日までに、実績報告書（様式第9号）その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第14条 知事は、規則第13条に規定する補助金の額の確定をするときは、補助金額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助事業者は、前条の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 1 日から施行し、令和 8 年度の補助金について適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

認定団体	資格名称
日本病院薬剤師会	日病薬病院薬学認定薬剤師
	がん薬物療法認定薬剤師
	がん薬物療法専門薬剤師
	感染制御認定薬剤師
	感染制御専門薬剤師
	精神科薬物療法認定薬剤師
	精神科専門薬剤師
日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療認定薬剤師
	外来がん治療専門薬剤師
日本緩和医療薬学会	緩和薬物療法認定薬剤師 緩和医療専門薬剤師
日本薬剤師研修センター/ 日本小児臨床薬理学会	小児薬物療法認定薬剤師
日本医療薬学会	医療薬学専門薬剤師
	薬物療法専門薬剤師
	がん専門薬剤師

※上記以外の認定資格等であって、取得理由が適当と認められる場合は対象資格に含める。